

熊本市の 政令指定都市移行を 実現させよう！



熊本市政令指定都市推進協議会

1 熊本市政令指定都市推進協議会とは

「熊本市政令指定都市推進協議会」とは、熊本市の政令指定都市実現を民間レベルから推進していく組織として、平成20年8月28日に設立した団体です。

協議会では、熊本市の政令指定都市への移行実現を目指し、次の活動を行います。

- ①政令指定都市実現に向けたシンポジウム開催や広報紙作成などの広報活動
- ②政令指定都市実現のための国、県などの関係機関への要望
- ③政令指定都市実現に関する調査や研究
- ④その他目的達成のための必要な活動

熊本市政令指定都市推進協議会設立趣意書(概要)

九州新幹線鹿児島ルートの特急列車の全線開業を平成23年春に控え、都市間・都市圏間競争の激化が予想されており、九州の中央に位置する熊本市が単なる通過点とならないよう、拠点性の向上が強く求められています。

熊本市の政令指定都市への移行は、熊本市のみならず熊本都市圏及び熊本県全体の発展のためにも必要不可欠であり、我々市民にとっても重要な目標として力強く目指していく必要があります。また、将来の道州制・州都を見据えると、九州の中心に位置する熊本市が政令指定都市に移行しない限り、州都を目指すことは困難だと思われます。

こうした状況を踏まえ、熊本市の政令指定都市移行を一刻も早く実現させるため、各界各層を挙げてこの目標に向け全力で取り組んでいく決意のもと、「熊本市政令指定都市推進協議会」を設立するものであります。

2 政令指定都市推進協議会組織

会 長	中 尾 保 徳	(熊本商工会議所会頭)
副 会 長	大久保 太 郎	(熊本経済同友会代表幹事)
副 会 長	米 丸 淳 一	(熊本商工会議所青年部会長)
副 会 長	古 橋 徹	(社)熊本青年会議所理事長)
副 会 長	横 田 健	(熊本市農業協同組合代表理事組合長)
副 会 長	植 村 米 子	(熊本市地域婦人会連絡協議会会長)
顧 問	蒲 島 郁 夫	(熊本県知事)
相 談 役	幸 山 政 史	(熊本市長)



3 政令指定都市とは

政令指定都市とは、地方自治法第252条の19(大都市に関する特例)で「政令で指定する人口50万以上の市」と規定されており、大都市における行政運営を効率的に行うために創設された制度です。大都市においては、人口や産業の集中にともない、市民のニーズも高まり、また質的にも高度で多種多様な行政サービスが必要になってきます。こうした大都市特有の問題を解決するために、地方自治法その他の法令上、行政制度及び財政制度の上で、一般の市とは異なる特例を定め、市民生活に関係の深い事務や権限を都道府県から大都市に移譲し、大都市行政の合理的、能率的な運営と市民福祉の向上を図ろうとするのが政令指定都市制度です。

4 政令指定都市になるための要件

「地方自治法」では「政令で指定する人口50万以上の市」と規定されていますが、人口要件について、これまで指定された都市を見てみると「人口80万人以上を有し、将来的にも人口100万人程度が期待できる都市」が指定されてきました。

平成13年8月、政府の合併支援本部が『市町村合併支援プラン』を発表しました。この支援プランには「平成17年3月までに大規模な合併が行われ、かつ関係市町村と関係都道府県の要望がある場合には、政令指定都市の弾力的な指定を検討する」という内容が盛り込まれ、人口要件については70万人程度に緩和されたとみなされています。

なお、平成17年8月に発表された『新市町村合併支援プラン』においてもこの要件緩和は引き続き盛り込まれ、期限が平成22年3月まで延長されています。

熊本市は現在、益城町、城南町、植木町とそれぞれ合併協議会を設置し、平成22年3月までの合併を目指した協議を行っています。



	人口(人)
熊本市	677,565
益城町	32,782
城南町	19,641
植木町	30,772
合計	760,760

(平成17年国勢調査)

政令指定都市実現のためには…

合併により人口
70万人以上へ

平成22年3月
までに新市の誕生

政令指定都市の実現

※政令指定都市実現のためには、満たすべき要件が人口要件以外にもありますが、いずれも達成できるものと熊本市では考えています。

5 現在の政令指定都市の状況

政令指定都市には、現在18市が指定されており、これらの市は、いずれも人口はもちろん財政規模も大きく、日本を代表する都市です。なお、相模原市が平成22年4月の政令指定都市移行を目指して取り組まれています。

指定都市名	指定年月日	人口(千人)
		17.10.1
大阪市	昭和31年9月1日	2,629
名古屋市	〃	2,215
京都市	〃	1,475
横浜市	〃	3,580
神戸市	〃	1,525
北九州市	昭和38年4月1日	994
札幌市	昭和47年4月1日	1,881
川崎市	〃	1,327
福岡市	〃	1,401
広島市	昭和55年4月1日	1,154
仙台市	平成元年4月1日	1,025
千葉市	平成4年4月1日	924
さいたま市	平成15年4月1日	1,176
静岡市	平成17年4月1日	701
堺市	平成18年4月1日	831
浜松市	平成19年4月1日	804
新潟市	〃	785
岡山市	平成21年4月1日	696

「市町村合併支援プラン」策定後に実現した政令指定都市



6 会員ならびに協力団体・個人サポーターの募集

①会員等の種類

協議会には、会員(団体会員・企業会員)と協力団体等(協力団体・個人サポーター)とがあります。

【会員(団体会員・企業会員)】

協議会の目的に賛同して、その事業推進を援助しようとする団体・企業を対象とします。

年会費:団体会員(10,000円)

企業会員(5,000円)

- ・会員の代表者の方には、総会に出席していただき、会の運営の議決権があります。
- ・当協議会の情報誌やホームページなどに団体名・企業名を掲載させていただきます。
- ・当協議会発行の機関紙や情報誌等をお送りします。
- ・当協議会主催の講習会やイベントのお知らせをお届けします。

【協力団体・個人サポーター】

協議会の目的にご協力いただける団体及び個人を対象とします。

協力金:1,000円(加入時のみ)

- ・当協議会主催の講演会やイベントのお知らせをお届けします。

②申し込み方法

別紙「熊本市政令指定都市推進協議会申込書」に必要事項をご記入いただき、当協議会事務局へお送りください。

当協議会にて申込書を受理しました後、申込書に記載されました住所に会費等請求書をお送りしますので、指定の口座へ会費をお振込みください。(事務局へ持参されても結構です。)

**みんなで
応援しよう!**



熊本市政令指定都市推進協議会

事務局 〒860-8547 熊本市横紺屋町10番地(熊本商工会議所内)

TEL:096-354-6688 FAX:096-352-5202

e-mail:kumasuiky@uma.bbiq.jp

熊本市政令指定都市推進協議会ホームページ

URL <http://www.kumamoto-seireishi.jp>